

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を二二に公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第十六号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第二十七条第一項中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第二十九条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、」を削る。
第三十一条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第四十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、」を削る。

第六十条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十一条第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十三条第四項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、」を削る。

第九十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百一条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、」を削る。

第一百二条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百三条中第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百四条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百十三条の三第二項第二号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第十五条第二項及び第二十七

条第一項の改正規定並びに第一百二条第一項の改正規定（同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。